

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第1条 目的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○※	※条番号の変更、用語の置き換え等のみの変更（以下、保安規定変更有無の※にて同様） 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○	本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五、添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定は現行の組織に合わせて規定（変更）している。 【別冊 P1～3 参照】
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○	本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五、添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定は現行の組織に合わせて規定（変更）している。 【別冊 P4～6 参照】
第6条 原子力発電保安審議会	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第7条 原子力発電所保安運営審議会	○ (添付書類八)	○※	添付書類八（16.2 保安管理体制）に原子力発電所保安運営審議会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第8条 廃止措置主任者の選任	○ (添付書類五、八)	-	添付書類五、添付書類八（16.2 保安管理体制）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9条 廃止措置主任者の職務等	○ (添付書類五、八)	○※	添付書類五、添付書類八（16.2 保安管理体制）に、廃止措置主任者は、廃止措置の実施に当たりその監督を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第4章 廃止措置管理			
第1節 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置			
第10条 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2節 廃止措置管理			

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	設置許可との整合性
第11条	解体撤去工事等	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12条	対象施設・設備等の供用終了確認	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第13条	汚染状況の調査及び評価	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第14条	安全貯蔵措置	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第15条	工事の計画及び実施	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第15条の2	不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第15条の3	管理区域内の解体撤去物等の区分	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条	工事完了の報告	ー	ー	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条	廃止措置のために導入する装置	ー	○※	廃止措置段階特有の記載であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 施設運用管理				
第19条	施設運用管理業務	○ (添付書類八)	○	添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 【別冊 P7 参照】
第20条	巡視	○ (添付書類八)	○	添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 【別冊 P8 参照】
第21条	手順書の作成	○ (添付書類八)	ー	添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条	地震又は火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	○	添付書類八（16.8 緊急時の措置）に緊急時の措置として、地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 【別冊 P 9,10 参照】
第4節 異常時の措置				
第35条	異常発生時の基本的な対応	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第6章 放射性廃棄物管理				
第39条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文, 添付書類八, 九)	○	本文, 添付書類八（16.5 放射性廃棄物管理）, 添付書類九（4. 放射性廃棄物処理）に記載があり、ALARAの基本方針の条文を新設し、保安規定記載はこれと整合している。（保安規定では、第2条（基本方針）でALARAについて記載しているが、第6章においても追記。）

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	設置許可との整合性
			【別冊 P11, 12 参照】
第40条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文, 添付書類八, 九)	○	本文, 添付書類八 (10.3 固体廃棄物処理系、16.5 放射性廃棄物管理) 及び添付書類九 (4.4 固体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。ただし, 発電所外における運搬を除く。 【別冊 P13, 14 参照】
第40条の2 輸入廃棄物の確認	ー	○	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 【別冊 P15 参照】
第41条 放射性固体廃棄物の識別管理	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第41条の2 放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの管理	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第41条の2の2 放射能濃度確認対象物の管理	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第41条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第41条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第42条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文, 添付書類八, 九)	ー	本文, 添付書類八 (10.2 液体廃棄物処理設備、16.5 放射性廃棄物管理) 及び添付書類九 (4.3 液体廃棄物処理, 4.3.2 放出管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第43条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文, 添付書類八, 九)	ー	本文, 添付書類八 (10.1 気体廃棄物処理施設、16.5 放射性廃棄物管理) 及び添付書類九 (4.2 気体廃棄物処理, 4.2.3 放出管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第44条 放出管理用計測器の管理	○ (添付書類八, 九)	○	添付書類八 (11.2 放射線管理施設) 及び添付書類九 (7.5 放射線計測器の保守) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 【別冊 P16 参照】
第45条 頻度の定義	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第7章 放射線管理			
第45条の2 放射線管理に係る基本方針	○ (本文, 添付書類八)	○	本文, 添付書類八 (16.6 放射線管理) に記載があり, 保安規定記載は ALARA の基本方針を新規に追加することで, これに整合している。(保安規定では, 第2条 (基本方針) で ALARA について記載しているが, 第7章においても追記。) 【別冊 P17 参照】
第46条 管理区域の設定及び解除	○ (本文, 添付書類八, 九)	ー	本文, 添付書類八 (16.6 放射線管理) 及び添付書類九 (3. 放射線管理区域と周辺監視区域) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第47条 管理区域内における区域区分	○ (本文, 添付書類九)	ー	本文, 添付書類九 (3. 放射線管理区域と周辺監視区域) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第48条 管理区域内における特別措置	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第49条 管理区域への出入管理	○ (本文, 添付書類八, 九)	ー	本文, 添付書類八 (16.6 放射線管理) 及び添付書類九 (3. 放射線管理区域と周辺監視区域, 8.3 管理区域への出入管理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第50条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文, 添付書類九)	ー	本文, 添付書類九 (3. 放射線管理区域と周辺監視区域, 8.3 管理区域への出入管理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第51条 周辺監視区域	○ (本文, 添付書類八, 九)	ー	本文, 添付書類八 (16.6 放射線管理) 及び添付書類九 (3. 放射線管理区域と周辺監視区域) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
第52条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文, 添付書類八, 九)	○	本文, 添付書類八(16.6放射線管理), 添付書類九(8.従業員被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載は条文に追記することで, これらに整合している。 【別冊 P18 参照】
第53条 床, 壁等の除染	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第54条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文, 添付書類八, 九)	-	本文, 添付書類八(16.6放射線管理)及び添付書類九(3.放射線管理区域と周辺監視区域, 7.3発電所外に関連する放射能監視)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第54条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文, 添付書類九)	○	本文, 添付書類九(3.放射線管理区域と周辺監視区域)に記載があり, 保安規定記載は新規条文を追加することで, これらに整合している。 【別冊 P19, 20 参照】
第55条 放射線計測器類の管理	○ (添付書類八, 九)	○	添付書類八(11.2放射線管理施設)及び添付書類九(7.5放射線計測器の保守)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 【別冊 P21 参照】
第56条 管理区域外等への搬出及び運搬	○ (本文, 添付書類八, 九)	○	本文, 添付書類八(16.6放射線管理)及び添付書類九(9.物品の出入管理)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 【別冊 P22 参照】
第57条 発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 【別冊 P23 参照】
第58条 請負会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	添付書類九(3.放射線管理区域と周辺監視区域)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第59条 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第9章 施設管理			
第61条 施設管理計画	○ (添付書類八)	○	添付書類八(16.7保守)に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり, 保安規定においては, 原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。 【別冊 P24~30 参照】
第61条の2 設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号(7.3設計開発)において, 設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。 【別冊 P31 参照】
第61条の3 作業管理	-	○	設置許可に記載はなく, 保安規定においては, 原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。 【別冊 P32 参照】
第61条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8.2.4機器等の検査等)において, 使用前事業者検査等に関する事項が記載されており, 保安規定記載はこれに整合している。 【別冊 P33 参照】
第61条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	同上 【別冊 P34 参照】
第62条 廃止措置対象施設の維持管理	○ (添付書類八)	○※	添付書類八(16.7保守)に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり, 保安規定においては, 原子力事業者等における

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	設置許可との整合性
			使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第10章 緊急時の措置			
第1節 事前対策			
第63条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第64条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第64条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第65条 原子力防災資機材等	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第66条 通報経路	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第67条 緊急時演習	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.9 教育及び訓練)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第2節 緊急事態における活動			
第68条 通報	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第69条 緊急体制の発令	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第70条 応急措置	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第71条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第71条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第72条 緊急体制の解除	○ (添付書類八)	ー	添付書類八(16.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第11章 保安教育			
第73条 所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○※	添付書類五(5. 技術者に対する教育・訓練)及び添付書類八(16.9 教育及び訓練)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第74条 請負会社従業員への保安教育	ー	○※	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12章 記録及び報告			
第75条 記録	○ (添付書類八)	○	添付書類八 16.12(記録及び報告)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。z 【別冊 P35~41 参照】
第76条 報告	○ (添付書類八)	ー	添付書類八 16.12(記録及び報告)に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
添付			
添付ー1 保管区域図(第15条の2関連)	ー	ー	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	設置許可との整合性
添付－2	管理区域図（第46条及び第47条関連）	○ (添付書類九)	ー	添付書類九に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
添付－3	廃止措置対象施設の維持管理（第62条関連）	○ (添付書類八)	ー	添付書類八（16.7 保守）に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり，保安規定においては，原子力事業者等における使用前事業者検査，定期事業者検査，保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織（本店）</p> <p>[以下、略]</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e. 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[添付] 添付書類五 1. 設計及び運転等のための組織 平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の主な業務については、原子力部が設計方針策定に係る業務を、浜岡原子力発電所が設計、仕様の策定、現地工事管理等の業務を実施する。</p> <p>運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を遂行する。</p> <p>[略] 第1図 原子力関係組織図（平成21年8月1日現在） [略]</p>	<p>・添付書類五に記載があるが、設置許可の記載は当時の組織・職務であり、保安規定の記載は現組織・職務に合わせて変更されている。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>添付書類八</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安組織は、発電所長，原子炉主任技術者，廃止措置主任者，品質保証・検査部，総務部，技術部，発電部，保修部，環境保全部及び原子力研修センターをもって構成する。</p> <p>さらに，発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議し，確認するため，原子力発電所保安運営審議会を設ける。</p>	<p>・添付書類八（16.2 保安管理体制）に記載があるが，設置許可の記載は当時の組織・職務であり，保安規定の記載は現組織・職務に合わせて変更されている。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、<u>品質マネジメントシステム管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。</u></p> <p>(2) 経営審査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、<u>経営審査室における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</u></p> <p>(3) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的な活動を統括する。また、<u>原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</u></p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、<u>原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。</u></p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子燃料サイクル部長は、<u>サイクル戦略グループ長及びバックエンド・輸送グループ長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(7) サイクル戦略グループ長は、<u>輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) <u>バックエンド・輸送グループ長は、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 調達センター長は、廃止措置に係る資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 安全品質保証部長は、品質保証グループ長、原子力安全グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>(4) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e. 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等(5)(6)）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(3) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 原子力安全グループ長は、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置部長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者として業務を行うとともに、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長及び廃棄物管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 廃止措置工事課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務、施設運用管理の総括に関する業務及び施設管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理及び原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(10) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(11) 経理課長は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理部長は、総括管理課長、防災課長及び核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(13) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質防護課長は、周辺監視区域の管理及び管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電部長は、運転管理課長、定検保安課長及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(17) プラント運営部長は、プラント管理課長、原子燃料課長、放射線管理課長及びシステム管理グループ長の所管する業務を統括する。</p> <p>(18) プラント管理課長は、プラント技術の総括、化学管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 原子燃料課長は、放射性固体廃棄物の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) システム管理グループ長は、原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 保守部長は、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長及び計測課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(23) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(24) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p>	<p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>[略]</p> <p>(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(26) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p> <p>(27) 第4項(3)から(25)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、運転管理課長、定検保安課長、発電指令課長、保守管理課長、設備保全課長、改良工事グループ長、原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める所掌業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(28) 各職位は、<u>第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</u></p> <p>(29) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>[添付] 添付書類五</p> <p>2. 設計及び運転等のための組織</p> <p>平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の主な業務については、原子力部が設計方針策定に係る業務を、浜岡原子力発電所が設計、仕様の策定、現地工事管理等の業務を実施する。</p> <p>運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確に示しており、この組織において本変更に係る業務を遂行する。</p> <p>[略] 第1図 原子力関係組織図（平成21年8月1日現在）[略]</p> <p>添付書類八</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安組織は、発電所長、原子炉主任技術者、廃止措置主任者、品質保証・検査部、総務部、技術部、発電部、保守部、環境保全部及び原子力研修センターをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議し、確認するため、原子力発電所保安運営審議会を設ける。</p>	<p>・添付書類五に記載があるが、設置許可の記載は当時の組織・職務であり、保安規定の記載は現組織・職務に合わせて変更されている。</p> <p>・添付書類八（16.2 保安管理体制）に記載があるが、設置許可の記載は当時の組織・職務であり、保安規定の記載は現組織・職務に合わせて変更されている。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（施設運用管理業務）</u> <u>第19条 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号を実施する。</u> <u>（1）廃止措置工事課長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の事項を実施する。</u> <u>イ 中央制御室における監視、第20条の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</u> <u>ロ 施設運用操作（状態管理を含む。）を実施する。</u> <u>ハ 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u> <u>ニ 原子炉施設の設備故障発生時及び事故発生時の対応操作を実施する。</u> <u>（2）廃止措置工事課長は、関係課長の依頼に基づく施設運用操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、（1）イによる施設運用操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係課長は、廃止措置工事課長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行い、作業完了後に廃止措置工事課長へ範囲を引き渡す。</u></p>	<p>[添付] 添付書類八 16. 運転保守 16.3 運転管理 原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める原子炉運転上の制限、原子炉施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p>	<p>・添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(巡視)</p> <p>第20条 廃止措置工事課長は、毎週1回以上^{※1}、廃止措置対象施設（第48条第1項に定める区域を除く。）を巡視する。<u>実施においては、第61条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>2 廃止措置工事課長は、第48条第1項に定める区域の<u>廃止措置対象施設</u>の巡視又は監視を行う。</p> <p>※1：月曜日を始期とする1週間の間に1回以上</p>	<p>[添付]</p> <p>添付書類八</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める原子炉運転上の制限、原子炉施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p>	<p>・添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(地震又は火災等発生時の対応)</p> <p>第23条 各課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p><u>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震の揺れがおさまった後、維持すべき原子炉施設^{*2}の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</u></p> <p>2 初期消火活動のため体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p><u>(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。^{*3}</u></p> <p><u>(2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、発電所で15名以上を常駐させる^{*4}。また、防災課長は、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u></p> <p><u>(3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、発電所で表2.3に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</u></p> <p><u>(4) 廃止措置工事課長は、第20条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</u></p> <p><u>(5) 各課長は、震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震の揺れがおさまった後、発電所内の維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</u></p> <p><u>(6) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p>[次頁に続く]</p>	<p>[添付]</p> <p>添付書類八</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16.8 緊急時の措置</p> <p>地震、火災、その他の原因によって相当な規模の放射線事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、発電所の平常組織とは異なる緊急事態対策組織を設置して、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速、適切に行う。</p>	<p>・添付書類八（16.8 緊急時の措置）に緊急時の措置として、地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明						
<p>[前頁からの続き]</p> <p>3 廃止措置工事課長は、山火事、台風、津波等の影響により、維持すべき原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、廃止措置部長に報告する。廃止措置部長は、所長、廃止措置主任者及び各部長に連絡する。</p> <p>※1：観測された震度は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p> <p>※2：維持すべき原子炉施設とは、第62条に定める廃止措置対象施設をいう。</p> <p>※3：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※4：初期消火活動を行う要員15名以上のうち14名は、3号炉、4号炉及び5号炉に係る発電用原子炉施設（1号炉、2号炉との共用施設を含む。）の初期消火活動を行う要員を兼ねることができる。</p> <p>表2.3 初期消火活動に係る設備と数量</p> <table border="1" data-bbox="183 786 871 962"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車※1</td> <td>1台※2※3</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む。）</td> <td>1500リットル以上※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。</p> <p>※2：化学消防自動車は、点検又は故障の場合には、※1に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p> <p>※3：3号炉、4号炉及び5号炉に係る発電用原子炉施設（1号炉、2号炉との共用施設を含む。）の初期消火活動のための化学消防自動車及び泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む。）と共用で配備する数量</p>	設 備	数 量	化学消防自動車※1	1台※2※3	泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む。）	1500リットル以上※3		
設 備	数 量							
化学消防自動車※1	1台※2※3							
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む。）	1500リットル以上※3							

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u> <u>第39条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。 更に、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (6) 放射性廃棄物の放出管理 気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>[添付] 添付書類八 16. 運転保守 16.5 放射性廃棄物管理 放射性気体及び液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の線量当量を合理的に達成できる限り低減するような厳重な放出管理を行う。</p>	<p>・本文に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減することを記載しているため、整合している。</p> <p>・添付書類八（16.5 放射性廃棄物管理）に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減することを記載しているため、整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>添付書類九</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4. 2 気体廃棄物処理</p> <p>4. 2. 3 放出管理</p> <p>気体廃棄物の放出に当たっては、排気筒において放出放射性物質を測定し、周辺監視区域外における線量当量及び放射性物質の濃度が、通商産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における線量当量限度及び空気中の濃度限度を超えないようにするとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、希ガス及びヨウ素の放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。</p> <p>[略]</p> <p>4. 3 液体廃棄物処理</p> <p>4. 3. 2 放出管理</p> <p>放射性液体廃棄物は、放射性物質の濃度のごく低いものを除き、原則として環境には放出せず、できる限り固化するか処理後再使用する。</p> <p>液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、あらゆる場合、一時サンプルタンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器冷却水路出口における放射性物質の濃度が通商産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。</p> <p>[略]</p>	<p>・添付書類九（4.放射性廃棄物処理）に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減することを記載しているため、整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>10 放射線管理課長は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第47条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>11 [略]</p>	<p>[本文]</p> <p>放射性固体廃棄物を管理区域外に運搬する場合の措置に係る記載なし。</p> <p>[添付]</p> <p>放射性固体廃棄物を管理区域外に運搬する場合の措置に係る記載なし。</p>	<p>・今回追加した放射性固体廃棄物を管理区域外に運搬する場合の措置に係る部分について、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>1 2 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(2) <u>発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p>(3) <u>放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>1 3 原子燃料課長は、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>1 4 廃棄物管理課長は、<u>発電所外への運搬にあたっては次の措置を講じる。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入すること。</u></p> <p>(2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものを収納しないこと。</u></p> <p>1 5 放射線管理課長は、<u>発電所外への運搬前に、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第47条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>1 6 原子燃料課長は、<u>発電所外への運搬前に、第14項及び第15項の実施状況を確認する。</u></p> <p>※1：[略]</p> <p>※2：[略]</p>	<p>【第12項について】</p> <p>[本文]</p> <p>LLW外廃棄に関する措置に係る記載なし。</p> <p>[添付]</p> <p>LLW外廃棄に関する措置に係る記載なし。</p> <p>【第13項～第16項について】</p> <p>[本文]</p> <p>放射性固体廃棄物を管理区域外に運搬する場合の措置に係る記載なし。</p> <p>[添付]</p> <p>放射性固体廃棄物を管理区域外に運搬する場合の措置に係る記載なし。</p>	<p>【第12項について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置許可本文および添付書類に、LLW外廃棄に関する措置に係る記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 <p>【第13項～第16項について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回追加した放射性固体廃棄物を管理区域外に運搬する場合の措置に係る部分について、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>(輸入廃棄物の確認)</u> <u>第40条の2 サイクル戦略グループ長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</u></p>	<p>[本文] 輸入廃棄物の確認に係る記載なし。</p> <p>[添付] 輸入廃棄物の確認に係る記載なし。</p>	<p>・今回追加した部分について設置許可本文及び添付書類に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第44条 プラント管理課長及び廃止措置工事課長は、表44に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>[本文]</p> <p>放出管理用計測器の点検に係る記載なし。</p> <p>[添付]</p> <p>添付書類九</p> <p>7. 発電所内外の放射線監視</p> <p>7. 5 放射線計測器の保守</p> <p>発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期点検および校正を行ない、また軽微な故障の修理を行なう設備を所内に準備する。</p>	<p>・今回追加した放出管理用計測器の点検に係る部分について設置許可本文に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p> <p>・添付書類九（7.5 放射線計測器の保守）に、放出管理用計測器について定期点検および校正を行うことを記載しているため、整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u> <u>第45条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。 更に、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。 具体的方法については、以下のとおりとする。 (i) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>[添付] 添付書類八 16. 運転保守 16.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等の線量当量を法令に定められた制限値以下とすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。</p>	<p>・本文に、従業員等の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減することを記載しているため、整合している。</p> <p>・添付書類八（16.6 放射線管理）に、従業員等の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減することを記載しているため、整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第52条 各課長は、<u>管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p>2. 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の外部被ばくによる線量を立入りの都度測定し、実効線量及び等価線量を表52に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の一般公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p>	<p>・本文に、放射線業務従事者を防護するため十分な放射線防護対策を講ずることを記載しているため、整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（平常時の環境放射線モニタリング）</u> <u>第54条の2 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 （7）周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 （i）空間放射線量等の監視 周辺監視区域境界付近に設けた数点のモニタリング・ポストにより放射線量率の測定を行い、その結果を中央制御室で連続監視、記録する。また周辺監視区域境界付近及び敷地外に設けたモニタリング・ポイントにより、一定期間毎の外部放射線量の測定を行う。 （ii）環境試料の放射能監視 発電所を中心とする陸上数 km の範囲内において、空气中じんあい、土壌、陸上生物の試料を、また放水口近傍において海水、海底土、海産生物の試料をそれぞれ定期的に採取し、放射性物質濃度の測定を行う。</p>	<p>・本文に、発電所周辺地域での空間放射線量の監視及び環境試料の放射能監視を行うことを記載している。設置許可の記載内容を満足するよう環境放射線モニタリング計画を立案するため、整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付] 添付書類九</p> <p>7. 3 発電所外に関連する放射能監視</p> <p>7. 3. 1 排気, 排水の放射能監視</p> <p>(1) 固定モニタによる連続監視 気体廃棄物の放射能は, 排気筒に設けた排気筒モニタにより, また液体廃棄物の放射能は復水器冷却水路に放出される前の液体廃棄物排水管に設けた排水モニタにより連続監視する。</p> <p>(2) サンプルングによる放射能測定 液体廃棄物を所外に放出する場合には, 事前にタンク内の廃液放射能をサンプルングにより測定し, 放出の適否を確認するとともに, 定期的に放水路の水のサンプルングによる測定を行なう。</p> <p>(3) 風向, 風速の連続測定 気体廃棄物の放出管理が行えるよう風向, 風速の連続測定を行なう。</p> <p>7. 3. 2 敷地境界附近および周辺地域の放射能監視</p> <p>(1) 固定モニタによる連続監視 周辺監視区域境界付近に設けた数点のモニタリング・ポストにより放射線量率の測定を行ない, その結果を中央制御室で連続監視, 記録する。また周辺監視区域境界付近および敷地外に設けた10数点のモニタリング・ポイントにより, 一定期間毎の外部放射線量の測定を行なう。</p> <p>(2) 定期測定 発電所を中心とする陸上数 km の範囲内において, 空気中じんあい, 土壌, 陸上生物の試料を, また放水口近傍において海水, 海底土, 海産生物の試料をそれぞれ定期的に採取し, 放射性物質濃度の測定を行なう。</p>	<p>・添付書類九（7.3 発電所外に関連する放射能監視）に, 発電所周辺地域での空間放射線量の監視及び環境試料の放射能監視を行うことを記載している。設置許可の記載内容を満足するよう環境放射線モニタリング計画を立案するため, 整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第55条 放射線管理課長、プラント管理課長及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>[本文]</p> <p>放射線計測器類の点検に係る記載なし。</p> <p>[添付]</p> <p>添付書類九</p> <p>7. 発電所内外の放射線監視</p> <p>7. 5 放射線計測器の保守</p> <p>発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期点検および校正を行ない、また軽微な故障の修理を行なう設備を所内に準備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回追加した放射線計測器類の点検に係る部分について設置許可本文に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 ・添付書類九（7.5 放射線計測器の保守）に、放射線計測器類について定期点検および校正を行うことを記載しているため、整合している。

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第56条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認するとともに汚染が検出された場合、汚染除去等の必要な措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第40条に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合は、第40条第9項を準用する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項の運搬において、<u>運搬前</u>に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>[以下、略]</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (3) 管理区域内の管理 (i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下「実用炉規則」という。)にしたがって、次の措置を講ずる。 d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がc.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付]</p> <p>添付書類八 16. 運転保守 16.6 放射線管理 発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性汚染物質の移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>添付書類九 9. 物品の出入管理 9.1 序 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(第8条)に従って、管理区域から物品を持ち出そうとする場合には、その物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示」(第4条)に定める表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・設置許可本文に、放射性物質の運搬にあたって、表面汚染密度の確認をすることについて記載しているため整合している。</p> <p>・添付書類八(16.6放射線管理)に、放射性汚染物質の移動の管理を厳重に実施することを記載しているため、整合している。</p> <p>・添付書類九(9.物品の出入管理)に、放射性物質の運搬にあたって、表面汚染密度の確認をすることについて記載しているため整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第57条 各課長は、核燃料物質等（第40条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、(6)の確認を省略できる。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示が行われていること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(5) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(6) 容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないこと。</u></p>	<p>[本文] 核燃料物質等を発電所外に運搬する場合の措置に係る記載なし。</p> <p>[添付] 核燃料物質等を発電所外に運搬する場合の措置に係る記載なし。</p>	<p>・今回追加した核燃料物質等を発電所外に運搬する場合の措置に係る部分について、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">第9章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第61条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、10. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（5. 3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、10. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（5. 3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1. の施設管理目標を達成するため、3. の保全対象範囲の策定から9. の保全の有効性評価からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、10. の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（5. 3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>[添付]</p> <p>添付書類八</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16. 7 保守</p> <p>原子炉施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って原子炉施設の安全の確保を妨げることがないように行う。</p>	<p>・添付書類八（16.7 保守）に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり、保安規定においては、点検、補修、検査等の計画から実施、有効性評価までの内容を規定しており、整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>3.</u> 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) <u>廃止措置計画で定める性能を維持すべき設備</u></p> <p>(2) その他自ら定める設備</p> <p><u>4.</u> <u>施設管理の重要度の設定</u></p> <p>組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため「重要度分類指針」の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮し、設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>5.</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>5. 1</u> 参照）</p> <p>b. <u>設計及び工事の計画</u>（<u>5. 2</u> 参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（<u>5. 3</u> 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u>の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>9.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、廃止措置に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>5. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、系統及び機器の運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p>		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{*1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 事業者検査の具体的方法</u> <u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u> <u>c. 事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※1：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第61条の4による使用前事業者検査及び第61条の5による定期事業者検査をいう。以下、本条において同じ。</u></p> <p>5. 2 <u>設計及び工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{*2}のうち第62条に定める廃止措置対象施設の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{*3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p>		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>a. <u>事業者検査及び試験等の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目</u>、<u>評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査及び試験等の実施時期</u></p> <p>※2：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示327号）」に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）並びに第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）に係る手続きをいう。</p> <p>5. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により計画外の保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</u>、<u>評価方法及び管理基準</u></p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>6. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、5. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第61条の2による設計管理及び第61条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果</u>について記録する。</p>		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>7. 保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><u>8. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b. <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p><u>(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p><u>9. 保全の有効性評価</u></p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>b. トラブルなど運転経験</p> <p>c. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>d. リスク情報、科学的知見</p>		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>5. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>10. 施設管理の有効性評価</u></p> <p>(1) 組織は、<u>9.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>1.</u>の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>11. 構成管理</u></p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第61条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u> b. <u>施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u> c. <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u> <p><u>12. 情報共有</u></p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（設計管理）</u></p> <p><u>第61条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更</u>に該当するかどうかを判断する。</p> <p><u>2 組織は、前項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u></p> <p><u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p><u>(2) 「技術基準規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>(4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>3 本条における設計には、第61条の3に定める作業管理及び第61条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係法令</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>[添付]</p> <p>記載なし</p>	<p>・本文十一号（7.3 設計開発）において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（作業管理）</u> <u>第61条の3 組織は、第61条の2の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> <u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u> <u>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第20条による巡視を定期的に行う。</u></p>	<p>[本文] 記載なし。</p> <p>[添付] 記載なし。</p>	<p>・作業管理について、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第61条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.及びb.の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号の掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p>	<p>[本文]</p> <p>8 評価及び改善</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[添付] 記載なし</p>	<p>・本文十一号（8.2.4 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（定期事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第61条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 所長又は各部長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者の中で、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 各課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. a., b. による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>第61条の4（使用前事業者検査の実施）と同じ。</p> <p>[添付]</p> <p>記載なし</p>	<p>・第61条の4（使用前事業者検査の実施）と同じ。</p>

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																		
<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>（記 録）</p> <p>第75条 各部署の長は、表75-1に定める保安に関する記録のうち、1. の記録を保存し、2. から36. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各部署の長は、表75-2及び表75-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表75-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p>[添付]</p> <p>添付書類八</p> <p>16. 運転保守</p> <p>16. 12 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八（16.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>																		
<p>表75-1 記録（実用炉規則第67条（第10号を除く）に基づく記録）</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記 録 項 目</th> <th style="width: 30%;">記録すべき場合※1</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. <u>使用前確認</u>の結果</td> <td style="text-align: center;"><u>確認</u>の都度</td> <td>同一事項に関する次の<u>確認</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> <td>[削る]</td> </tr> <tr> <td>2. <u>施設管理の実施状況</u>及びその担当者の氏名 (1) <u>保全の結果</u>（安全上重要な機器等の<u>工事</u>については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果の確認・評価</u>及びその担当者の氏名 (3) <u>不適合管理</u>、<u>是正処置</u>、<u>未然防止処置</u>及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;"><u>施設管理の実施</u>の都度</td> <td><u>施設管理</u>を実施した原子炉施設の<u>解体</u>又は<u>廃棄</u>した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. <u>施設管理方針</u>、<u>施設管理目標</u>及び<u>施設管理実施計画</u>の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u>及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u>及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の<u>施設管理方針</u>、<u>施設管理目標</u>又は<u>施設管理実施計画</u>の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>4. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁</u>における線量当量率</td> <td style="text-align: center;">毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	記録すべき場合※1	保存期間	1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	[削る]	[削る]	[削る]	2. <u>施設管理の実施状況</u> 及びその担当者の氏名 (1) <u>保全の結果</u> （安全上重要な機器等の <u>工事</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (3) <u>不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	<u>施設管理の実施</u> の都度	<u>施設管理</u> を実施した原子炉施設の <u>解体</u> 又は <u>廃棄</u> した後5年が経過するまでの期間	3. <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 及び <u>施設管理実施計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間	4. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁</u> における線量当量率	毎週1回	10年間		
記 録 項 目	記録すべき場合※1	保存期間																		
1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間																		
[削る]	[削る]	[削る]																		
2. <u>施設管理の実施状況</u> 及びその担当者の氏名 (1) <u>保全の結果</u> （安全上重要な機器等の <u>工事</u> については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。）及びその担当者の氏名 (2) <u>保全の結果の確認・評価</u> 及びその担当者の氏名 (3) <u>不適合管理</u> 、 <u>是正処置</u> 、 <u>未然防止処置</u> 及びその担当者の氏名	<u>施設管理の実施</u> の都度	<u>施設管理</u> を実施した原子炉施設の <u>解体</u> 又は <u>廃棄</u> した後5年が経過するまでの期間																		
3. <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 及び <u>施設管理実施計画</u> の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) <u>保全の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名 (2) <u>施設管理の有効性評価</u> 及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> 又は <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間																		
4. <u>放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁</u> における線量当量率	毎週1回	10年間																		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録項目	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間		
5. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間		
6. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		
7. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ^{※2} の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3		
8. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※3		
9. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3		
10. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間）における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※3		
11. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間		
12. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※4		
13. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※4		
14. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記 録 項 目	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間		
15. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※4		
16. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※4		
17. 事故の原因	同上	※4		
18. 事故後の処置	同上	※4		
19. 風向及び風速	連続して	10年間		
20. 降雨量	同上	10年間		
21. 大気温度	同上	10年間		
22. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
23. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
24. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※4		
25. 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果 ^{※5}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間		
26. 放射能濃度確認対象物の材質及び重量 ^{※5}	調査の都度	発電所から搬出された後10年間		
27. 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果 ^{※5}	その都度	発電所から搬出された後10年間		
28. 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果 ^{※5}	その都度	発電所から搬出された後10年間		
29. 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果 ^{※5}	選択の都度	発電所から搬出された後10年間		
30. 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果 ^{※5}	評価の都度	発電所から搬出された後10年間		
31. 放射性物質の放射能濃度の測定条件 ^{※6}	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間		
32. 放射能濃度の測定結果 ^{※6}	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間		
33. 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果 ^{※6}	測定又は評価の都度	発電所から搬出された後10年間		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<u>記 録 項 目</u>	<u>記録すべき場合※1</u>	<u>保存期間</u>	
	34. 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果※6	その都度	発電所から搬出された後10年間	
	35. 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目※6	その都度	発電所から搬出された後10年間	
	36. 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度	発電所から搬出された後10年間	
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※5：放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>※6：放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p>				

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
表75-2 <u>使用前事業者検査の結果の記録</u> （ <u>実用炉規則第14条の3</u> に基づく記録）			
記 録 項 目	保存期間		
1. <u>使用前事業者検査の結果</u> (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該 <u>使用前事業者検査</u> に係る <u>原子炉施設</u> の存続する期間		
表75-3 <u>定期事業者検査の結果の記録</u> （ <u>実用炉規則第57条</u> に基づく記録）			
記 録 項 目	保存期間		
1. <u>定期事業者検査の結果</u> (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u>	その原子炉施設が <u>廃棄された後5年が経過するまでの期間</u>		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表75-4*1 <u>品質マネジメントシステム計画</u> に関する記録（実用炉規則第67条第10号に基づく記録）				
記 録 項 目	記録すべき場合	保存期間		
1. <u>品質マネジメントシステム計画</u> に関する以下の文書				
第3条 <u>品質マネジメントシステム計画</u> の「4.2.1 a)～d)」に定める文書 （記録を除く。）	変更の都度	変更後5年 が経過する までの期間		
2. <u>品管規則</u> の要求事項に基づき作成する以下の記録				
(1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録</u> (3) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く。）</u> (4) <u>個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (5) <u>設計開発に用いる情報に係る記録</u> (6) <u>設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (7) <u>設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (8) <u>設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (9) <u>設計開発の変更に係る記録</u> (10) <u>設計開発の変更の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (11) <u>供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> (12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u> (13) <u>機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u> (15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正又は検証の根拠の記録</u> (16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u> (17) <u>監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査結果の記録</u> (19) <u>使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録</u> (20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u>	作成の都度	5年		

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
<u>記 録 項 目</u>	<u>記録すべき場合</u>	<u>保存期間</u>		
(21) 不適合の <u>内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u> (22) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録</u> (23) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録</u>	作成の都度	5年		
※1：表75-1、 <u>表75-2</u> 及び <u>表75-3</u> を適用する場合は、本表を適用しない。				